



令和8年2月27日

技術管理課

令和8年3月から適用する労務単価及び技術者単価の改定及び
特例措置、インフレスライドの適用について

～ 奈良県県土マネジメント部労務単価は、対前年度比3.65%の引き上げ ～

- 国土交通省・農林水産省が令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価を改定（全国平均で前年度比4.5%上昇）
- 国土交通省が令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価についても単価を改定、全職種平均で4.3%上昇。（全国統一単価）

上記に伴って、国土交通省より本県に対しても新労務単価に改定するよう要請があったため、奈良県県土マネジメント部が令和8年3月から適用する労務単価については、上記の新労務単価に基づき単価改定を行う。（奈良県においては、前年度比3.65%上昇）

加えて、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について」（令和8年2月18日付け国不入企第30号 国土交通省不動産・建設経済局長通知）により、労務単価の改定に伴い以下の措置を講じるよう要請があった。

- ① 新労務単価適用日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価等に基づく請負代金額に変更すること。
- ② 既契約工事については、工期の始期が到来しているものはもとより、工期の始期が到来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応すること。

上記の要請及び国土交通省において設計業務委託等についても特例措置が講じられている状況を鑑み、奈良県県土マネジメント部においては、新労務単価に基づく特例措置及びインフレスライド条項を以下のように適用することとした。

● 措置の概要

1. 新労務単価の運用に係る特例措置

- 対象 ・ 令和8年3月1日以降に契約する工事及び委託業務
- ・ 旧単価を適用して作成した設計書

2. インフレスライド条項の適用

- 対象 ・ 令和8年2月28日以前に契約締結した工事のうち事業者から請求のあったもの
- ・ 基準日以降の残工期が2ヶ月以上のもの
- ・ スライドの対象となる残工事費の1%までは、受注者負担